

廃棄物処理業に特化した電子契約

代表取締役 宗 大介氏に聞く

廃棄物処理業界の電子契約に特化し、インターネットを活用したITサービスを提供しているweee（東京都中央区）。同社の宗大介代表取締役に、廃棄物処理に関する事務手続きを合理化するための電子契約について聞いた。

電子契約サービス

を始めたきっかけは。

資料と手順書、管理方法の提供を充実

低予算で試験運用も可能

している。

電子契約の利用開始や契約締結自体は弊社以外のサービスもあるが、当社は運用部分のサポートを行うのが特徴だ。運用時の電子署名、電子証明書、タイムスタンプの期限、などは自社での管理も難しく、取引先に説明するのはなお困難な部分だ。当社では運用の仕組みから、提案に時間を使

時間でするので、急な依頼にも対応する」

——廃棄物処理事業者側の反応は。

「今年の年初から非常

に環境さえあれば、電子契約を開始できるというシステムの仕組みが評価されてきた。経営者にとっては、営業担当者がマネフェストや契約書を顧客に届ける営業スタイルから、提案に時間を使

約締結後に齟齬が出る要素は多くないと感じている。

電子契約の利用開始や契約締結自体は弊社以外のサービスもあるが、当社は運用部分のサポートを行うのが特徴だ。運用時の電子署名、電子証明書、タイムスタンプの期限、などは自社での管理も難しく、取引先に説明するのはなお困難な部分だ。当社では運用の仕組みから、提案に時間を使

「廃棄物処理事業者の方には、導入相談の際に『3つのS』について話をしている。電子契約を始める時に、『小さく始める（スモールスタート）』早く始める（スピードスタート）、簡単な契約から（シンプルスタート）という頭文字の3つのSの視点が重要だ」

ロジェクトに携わり、契約書とマネフェストの事務手続きで、非常に苦勞したことがきっかけだ。

許可証や最終処分場の一覧、本社で集中管理を行おうとすると、各業者の連絡先、ルール周知、忘れ防止のために期間管理、郵送の授受管理と非常に手間がかかった。これを解消したいという思いがあった。

さらに、全国産業廃棄物連合会（現全国産業資

源循環連合会が発信の『廃棄物処理法に定める委託契約書の電子化について』という周知文書があった。元々電子契約自体は、2005年4月の体は、2005年4月の各種法令施行で認められていたが、この文書が出てからは、

化へのシフトもきっかけだった」

に多く問い合わせがある。相談の傾向としてコピーライアンス（法令順守）、災害対策、事業継続計画（BCP）の相談が増加している。『法令で定められた期限以内に、契約書を送付する』という業務そのものが災害や事故の影響で困難になる中、相手がインターネッ

に多く問い合わせがある。相手（排出事業者・収集運搬会社、処分会社）が理解できるように説明書、マニュアル、税務上の注意点を共有し、締結した期間管理、許可証や最終処分場などの資料配布などを

める意識があるが、取引先の提供と、法令ガイド、システムガイド、税務ガイドの3つの冊子、スタートのための簡易マニュアルを提供している。利用に関しては、当社と導入者で運用ガイドを共有し、締結した期間管理、許可証や最終処分場などの資料配布などを

「契約でも締結してみると良いと思う。シンプルスタートではシステム利用が必須ではないので、電子契約自体に敷居が高いと感じていて、気軽に相談してもらいたい」

「1万円から少ない費用で電子契約を試験運用することが可能だ。まず小さな運用でスタートして、1契約でも締結してみると良いと思う。シンプルスタートではシステム利用が必須ではないので、電子契約自体に敷居が高いと感じていて、気軽に相談してもらいたい」

要件や課題を解決できる技術が活用できるというIT業界全体のクラウド

「契約を締結する際の印刷、郵送など事務手間の労働費用、印紙、契約書の保管スペースなどを削減できる。また期間切れリスクの回避も可能だ。電子契約なら最短1

中、相手がインターネッ

合わせ確認するので、契

客へのサポートも充実

自動化できる、電子シス

テム機能も充実している」